

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	障害者総合支援システムの開発等について
--------	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：福祉部障害者福祉課経理係）

事業の概要

事業名	障害者総合支援システム
担当課	障害者福祉課
目的	障害者総合支援システムを開発し、情報の一元管理及び保守性・効率性の向上を図る。
対象者	各種サービス受給者（障害福祉サービス等、区単独サービス、心身障害者医療費助成、特別障害者手当、重度心身障害者手当、扶養共済）のほか障害者手帳交付者並びに当該各種サービス受給者及び障害者手帳交付者の世帯に属する者
事業内容	<p>現在、障害者福祉課では、平成 15 年度より導入した「アクセスファイル（ホストコンピュータシステムと連携するもので、区職員が作成し、及び保守するもの）」（平成 14 年度第 4 回本審議会承認事項）及び平成 18 年度より導入した「障害者福祉総合システム」（平成 17 年度第 7 回及び平成 20 年度第 8 回本審議会承認事項）により、障害福祉に係るサービスを管理している。</p> <p>ただし、「アクセスファイル」及び「障害者福祉総合システム」は、両システム間のデータ連携はなく、端末も別であるため、窓口・電話での確認作業や帳票発行に時間を要し、苦情の原因となっている。さらに、障害福祉サービス等（一部）では、支給決定を障害福祉総合システムで、支払をアクセスファイルで処理しており、事務が煩雑化している。</p> <p>また、「障害者福祉総合システム」については、導入から 7 年以上経過し、機能不足や度重なるバージョンアップを実施した結果、効率性・保守性の悪化問題が発生している。</p> <p>「アクセスファイル」についても、イントラ環境の変更や法改正、事業追加があった場合にアクセススキルを持つ職員が修正を行う必要がある。このことは、業務量の増加及び事業継続性に係る問題（アクセススキルを持つ職員が課内から転出した場合、メンテナンス不可能となること。）を生じさせることになる。</p> <p>ついては、障害者福祉全般に係る情報の一元管理並びに保守性及び事業継続性の向上を図るため、「アクセスファイル」及び「障害者福祉総合システム」を廃止し、新たに「障害者総合支援システム」を導入することとする。「障害者総合支援システム」は、パッケージソフトを一部カスタマイズにより開発することとし、「アクセスファイル」及び「障害者福祉総合システム」内のデータを移行することとする。</p> <p>※ 対象者数（平成 25 年 4 月 10 日現在）</p> <p>障害者手帳交付者： 身体障害者手帳交付 10,638 名、愛の手帳交付 1,135 名</p> <p>障害福祉サービス等： 介護・訓練等給付 1,745 名、補装具 586 名、 日常生活用具 492 名、地域生活支援 626 名、 自立支援医療 761 名</p> <p>区単独サービス： 心身障害者福祉手当（区）4,771 名、福祉タクシー券 5,400 名、 ガソリン代助成 241 名、紙おむつ助成 278 名、 電話使用料助成 175 名、介護人休養助成 115 名、 訪問理美容サービス 105 名、巡回入浴サービス 24 名、 寝具乾燥サービス 8 名、重度脳性まひ者介護助成 52 名</p> <p>心身障害者医療費助成：2,523 名</p> <p>児童通所サービス： 181 名</p> <p>特別障害者手当： 306 名</p> <p>重度心身障害者手当： 175 名</p> <p>扶養共済： 835 名</p>

件名 障害者総合支援システムの開発について

保有課 (担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	<p>障害者手帳、障害福祉サービス、障害者地域生活支援サービス、心身障害者福祉手当 (区)、タクシー利用料の助成、心身障害者自動車燃料費助成、重度心身障害者紙おむつ支給、身体障害者電話使用料助成、在宅重度心身障害者介護人休養助成、心身障害者訪問理美容サービス、心身障害者巡回入浴サービス、在宅重度心身障害者寝具乾燥・消毒サービス、重度脳性麻痺者介護人派遣、心身障害者医療費助成、特別障害者手当等支給 (国)、重度心身障害者手当 (都)、東京都心身障害者扶養共済</p> <p>※ 上記下線部分は、「障害者福祉総合システム」からの引継ぎ業務である。</p>
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 障害者手帳交付者及び上記各種サービス受給者並びに当該障害者手帳交付者及び各種サービス受給者の世帯に属する者 2 記録項目 資料4-1 (記録項目) のとおり 3 記録するコンピュータ 情報政策課設置サーバ (新宿区情報システム統合基盤上で運用する。)
新規開発・追加・変更の理由	<p>現在、障害福祉に係るサービスをそれぞれ別個に管理している「アクセスファイル」及び「障害者福祉総合システム」を統合し、情報を一元管理することで、機能の充実、運用の効率化及び保守性の向上を図る。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>次に掲げる事業について、対象者・利用実績の管理、帳票の印刷、データファイル出力及び統計処理を行う「障害者総合支援システム」をパッケージソフトベースで開発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者手帳 (身体障害者、知的障害者) 2 障害福祉サービス等 (介護訓練等給付、補装具、日常生活用具、地域生活支援、自立支援医療) 3 区単独サービス (心身障害者福祉手当 (区)、福祉タクシー券、ガソリン代助成、紙おむつ助成、電話使用料助成、介護人休養助成、訪問理美容サービス、巡回入浴サービス、寝具乾燥サービス、重度脳性まひ者介護助成) 4 心身障害者医療費助成 5 児童通所サービス 6 特別障害者手当 7 重度心身障害者手当 8 扶養共済
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、個人情報保護に関する特記事項を付し、事業者に遵守させる。 2 開発作業に関しては架空のテストデータを使用し、実際のデータをセットアップする際には、本庁舎内で区職員立会いの中で作業する。
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成25年7月 契約締結・開発開始</p> <p>平成26年1月 システム仮稼働</p> <p>平成26年4月 システム本稼働</p>

件名 障害者総合支援システムの開発に係る業務の委託について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	<p><u>障害者手帳</u>、<u>障害福祉サービス</u>、<u>障害者地域生活支援サービス</u>、<u>心身障害者福祉手当(区)</u>、<u>タクシー利用料の助成</u>、<u>心身障害者自動車燃料費助成</u>、<u>重度心身障害者紙おむつ支給</u>、<u>身体障害者電話使用料助成</u>、<u>在宅重度心身障害者介護人休養助成</u>、<u>心身障害者訪問理美容サービス</u>、<u>心身障害者巡回入浴サービス</u>、<u>在宅重度心身障害者寝具乾燥・消毒サービス</u>、<u>重度脳性麻痺者介護人派遣</u>、<u>心身障害者医療費助成</u>、<u>特別障害者手当等支給(国)</u>、<u>重度心身障害者手当(都)</u>、<u>東京都心身障害者扶養共済</u></p> <p>※ 上記下線部分は、「障害者福祉総合システム」からの引継ぎ業務である。</p>
委託先	<p>1 現行システムデータの抽出業務：株式会社C I Jソリューションズ</p> <p>2 障害者総合支援システムの開発業務：選定中(平成25年7月契約予定)</p>
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【各種サービス受給者のほか障害者手帳交付者並びに当該各種サービス受給者及び障害者手帳交付者の世帯に属する者に係る情報項目】</p> <p>1 現行システムデータの抽出業務 上記登録業務のうち、下線部分の業務に係る情報項目(資料4-1のとおり)</p> <p>2 障害者総合支援システムの開発業務 上記登録業務に係る情報項目(資料4-1のとおり)</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	現行システムから障害者総合支援システムへ移行するデータを抽出するとともに、そのデータを加工し、障害者総合支援システムへ取り込む業務を行うには、専門的、技術的ノウハウが必要であるため
委託の内容	<p>1 現行システムデータの抽出業務 現行システムからデータをCSV等形式で抽出する作業を委託する。</p> <p>2 障害者総合支援システムの開発業務 現行システムから抽出したデータを加工し、障害者総合支援システムへデータを登録する作業を委託する。</p>
委託の開始時期及び期限	<p>1 現行システムデータの抽出業務 平成26年1月から同年3月 委託予定</p> <p>2 障害者総合支援システムの開発業務 平成25年7月中旬から平成26年3月 委託予定</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。</p> <p>2 データの抽出及びデータのセットアップには、区職員が立ち会い、庁舎内で行う。</p> <p>3 抽出された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。</p>
受託事業者に行わせる情報保護対策	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。